

令和7年度 高齢者带状疱疹予防接種実施要領（広域）

1 目的

予防接種法(昭和23年法律第68号)、同法施行令(昭和23年政令第197号)等の規定に基づき、带状疱疹予防接種を実施する。

2 実施者

三豊市

3 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 実施方法

指定の医療機関にて個別接種を実施

5 実施医療機関

香川県内広域予防接種協力医療機関

6 対象者

接種日において、三豊市に住民票のある者で下記のいずれかに該当する者

ただし、過去に带状疱疹予防接種を接種済の者は、医師が必要と認めた場合に限り、接種対象とする。

(1) 令和7年度に65歳・70歳 75歳・80歳・85歳・90歳・95歳になる者及び100歳以上になる者

(2) 令和7年度に60歳以上65歳未満であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者(身体障害者手帳1級を有する者)

<通知発送予定>

令和7年5月頃に発送予定

7 使用するワクチン

被接種者の希望により、下記のいずれかのワクチンを使用する。

(1) 乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」(以下、「生ワクチン」という。)

(2) 乾燥組換え带状疱疹ワクチン「シングリックス」(以下、「不活化ワクチン」という。)

8 接種方法・回数・量・間隔

ワクチンの種類	接種方法	接種回数	接種量	接種間隔
生ワクチン	皮下接種	1回	0.5ml/回	
不活化ワクチン	筋肉内接種	2回	0.5ml/回	・標準として、1回目の接種から2か月の間隔において2回目の接種を行うこと。 ・1回目の接種から2か月を超えた場合であっても、6か月後までに2回目の接種を行うこと。

9 自己負担金

1回の接種につき、下記の自己負担額を医療機関の窓口で徴収する。

ただし、自己負担金が免除となる証明書類を持参した者は、一部または全額免除。

ワクチンの種類	自己負担金徴収者	自己負担金免除者	
		非課税世帯	生活保護世帯
生ワクチン	2,700 円	0 円	0 円
不活化ワクチン	6,700 円	4,000 円	0 円

10 委託料の請求

- (1) 1件当たりの接種料(ワクチン単価含む)は、生ワクチン 8,900 円、不活化ワクチン 22,100 円とし、請求額は次のとおりとする。

ア 自己負担金徴収者 1 件当たりの請求額

ワクチンの種類	請求額	備考
生ワクチン	6,200 円	8,900 円 - 2,700 円(自己負担額)
不活化ワクチン	15,400 円	22,100 円 - 6,700 円(自己負担額)

イ 市民税非課税世帯証明書類持参者 1 件当たりの請求額

ワクチンの種類	請求額	備考
生ワクチン	8,900 円	8,900 円 - 0 円(自己負担額)
不活化ワクチン	18,100 円	22,100 円 - 4,000 円(自己負担額)

ウ 生活保護世帯証明書類持参者 1 件当たりの請求額

ワクチンの種類	請求額	備考
生ワクチン	8,900 円	8,900 円 - 0 円(自己負担額)
不活化ワクチン	22,100 円	22,100 円 - 0 円(自己負担額)

エ 接種不可委託料

2,910 円

接種不可については、医師が診察の結果、接種を見合わせた場合を接種不可とし、接種不可委託料を請求するものとする。予診票、検温等により接種を見合わせた場合は接種不可には該当しない。また、投薬、検査など保険医療を行った場合には、接種不可委託料は請求できないものとする。

- オ 医療機関の責に基づかない理由によりやむを得ずワクチンを廃棄するに至った場合については、双方誠意をもって協議するものとする。

(2) 委託料の請求期日は、接種の翌月の 10 日までとする。

なお、令和 8 年 3 月分の請求書については次のとおりとする。

- ・ 請求期日は令和 8 年 4 月 10 日(金)まで
- ・ 請求日は「令和 8 年 3 月 31 日」と記入すること

(3) 提出書類は、以下のとおり

- ア 令和7年度 B 類予防接種委託料請求書
- イ 予診票
- ウ 自己負担金免除の場合は、その証明書類

11 疾病の概要 「予防接種ガイドライン」を参照

12 ワクチンの概要 「予防接種ガイドライン」を参照

13 予防接種との副反応 「予防接種ガイドライン」を参照

14 被接種者等の責務

B 類疾病の予防接種は、主に個人予防目的のために行うものであることから、B 類疾病の予防接種の対象者は、予防接種を受けるように努める必要はなく、自らの意思と責任で接種を希望する場合にのみ接種を行うこととなる。

予防接種の対象者の意思確認が困難な場合は、家族又はかかりつけ医の協力により対象者本人の意思確認をすることは認められるが、接種を希望することが確認できた場合に限り接種を行うことができる。対象者の意思確認ができない場合は、予防接種法に基づいた接種を行うことはできない。

15 対象者の確認

接種前に、带状疱疹予防接種予診票、その他本人確認書類の提示を求めるなど、対象者であることを慎重に確認する。

16 予診

実施医療機関において、問診、検温、視診、聴診等を接種前に行い、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種に際して注意を要する者に該当するか否かを調べること。

17 予防接種不適当者及び予防接種要注意者

(1) 予防接種不適当者とは、予防接種を受けることが適当でない者を指し、以下のいずれかに該当する場合には接種を行ってはならない。

- ア 明らかな発熱を呈している者
- イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ウ 带状疱疹ワクチンの成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- エ 明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する者及び免疫抑制をきたす治療を受けている者

(2) 予防接種要注意者は下記のとおりであるが、被接種者の健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患を有する者

イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹などのアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

オ 带状疱疹ワクチンの成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

18 予防接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際に、予防接種の効果、予防接種後の通常起こり得る反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、対象者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い、自らの意思で希望し、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

19 予防接種健康被害救済制度

予防接種法に基づく補償を受けることができる。

20 副反応の報告

接種後に副反応を診断した場合、別紙様式1「予防接種後副反応疑い報告書」を(独)医薬品医療機器総合機構安全第一部情報管理課へFAXにて報告すること。(FAX 番号 0120-176-146)

21 予防接種済証の交付

実施医療機関は、予防接種を行ったときには、予防接種を受けた実施年月日、実施医療機関名の記載およびメーカー/ロットにワクチンロットナンバーのシールを貼って被接種者に渡すこと。

22 長期療養者の特例

対象者であった間に、別表に掲げる疾患等の特別な事情があることにより予防接種を受けることができなかったと認められる者については、事情がなくなった日から1年間を経過するまでの間は定期接種対象者とする。

23 関係書類の保管

被接種者の予診票は、担当課で5年間保管すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

【接種後の予診票・接種済証の取扱い】

接種するワクチンによって使用する予診票の枚数が異なるため、接種後は医療機関窓口において下記のとおり予診票および接種済証を取り扱う。

ワクチン種類 ・回数	接種後の取扱い	
	予診票	接種済証
生ワクチン 1回	①接種後、医療機関は予診票を切り離さずにすべて回収する。 ※被接種者が接種前に誤って切り離していた場合も、1回目と2回目の両方の予診票を回収してください。 切り離さずに全て回収  ☞ 点線で切り離さない	生ワクチンの欄に接種記録を記載する。 
不活化ワクチン 1回目	①不活化ワクチン1回目の接種後、医療機関は予診票を切り離し、1回目の予診票のみ回収する。 ②医療機関は、2回目の予診票を被接種者に返却する。 1回目予診票のみ回収 2回目予診票は被接種者へ返却  ☞ 点線で切り離す	不活化ワクチン 1回目接種の欄に接種記録を記載する。 
不活化ワクチン 2回目	①不活化ワクチン2回目の接種後、医療機関は2回目の予診票を回収する。 2回目予診票を回収 	不活化ワクチン 2回目接種の欄に接種記録を記載する。 
法定外予防接種 予診票(緑色)の 回収のお願い	過去に帯状疱疹予防接種の費用助成を申請した被接種者が、帯状疱疹予防接種(法定外接種)の予診票(緑色)を持参した場合は、定期予診票(黄色)と一緒に回収をお願いします。	

带状疱疹予防接種担当課

〔三豊市〕

担 当 課	電 話	FAX
健康福祉部 健康課	73 - 3014	73 - 3020
〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間 2373 番地1		